

説明資料目次

| | スライド番号 |
|------------------------------|--------|
| ・資料 1 …次期計画案の概要 | 2～3 |
| ・資料 2 …パブリックコメントに寄せられた意見への対応 | 4～10 |
| ・資料 3 …本県の自殺者数(警察庁自殺統計資料) | 11～17 |
| ・資料 4 …次期行動計画に係る重点施策の主な取組 | 18～36 |
| ・資料 5 …自殺対策事業の普及・啓発 | 37～39 |



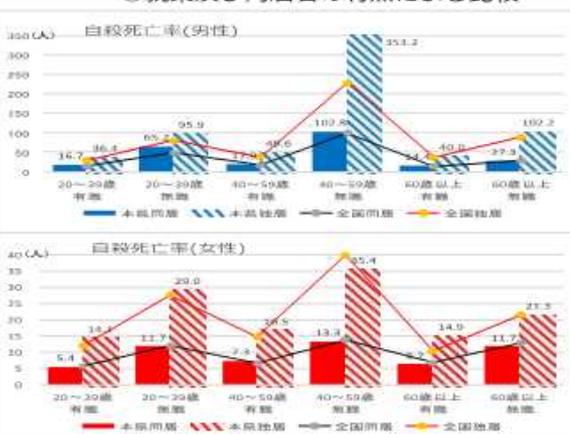
第3次いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画（案）

○本県の自殺者の現況

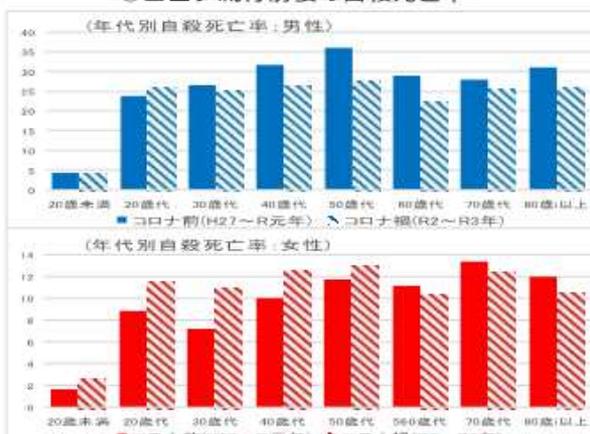
○本県自殺者数・自殺死亡率の推移



○就業及び同居者の有無による比較



○コロナ流行前後の自殺死亡率



○ポイント

- ・2010年(854人)をピークに減少傾向(2020年:5年ぶりに増加)
- ・2021年自殺者数…539人 自殺死亡率:15.3人【全国10位】

○ポイント

- ・同居者有りと比べ独居者の自殺死亡率は2~3倍
- ・特に、40~50歳代:男性で死亡率が高い

○コロナ禍の特徴

- ・若年層(40歳未満)の割合増加
- ・女性の割合が増加

○全国の状況

- ◆自殺者数の推移
 - ・H18年⇨R元年比較:37%の減少(H18:32,153人⇨R元:20,169人)
- ◆コロナ禍前後の比較
 - ・R2年:11年ぶりに自殺者数が増加
 - ・R3年:女性の自殺者が2年連続で増加
 - ・R2年:小中高生の自殺者数が過去最多
 - ・R3年には過去2番目となっている。

○国の動向

- ◆自殺総合対策大綱の改正(R4年10月閣議決定)
 - 子ども・若者対策の更なる推進
 - こども家庭庁との連携による体制整備
 - 女性に対する支援の強化
 - 困難を抱える女性に寄り添った支援
 - 総合的な自殺対策の更なる推進
 - 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進

○次期行動計画の考え方

- ◆基本理念
 - 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
- ◆基本認識
 - 自殺はその多くが追い込まれた末の死であり防ぐことができる
 - コロナ禍において自殺につながりかねない問題が深刻化している
- ◆基本方針
 - 生きることの包括的支援として推進
 - 関連諸施策との連携を強化
- ◆共生社会の実現に関する施策
 - 生活困窮対策
 - 孤独孤立対策
 - 子ども関連施策
 - 女性関連施策等との連携強化
- ◆計画期間
 - 2023年~2027年(5年間)
- ◆成果指標
 - 2027年までに自殺者数を450人未満とすることを目指す

○現状の課題

- 課題①
 - 若年層,女性の自殺死亡率が増加傾向
 - 若年層の死因…自殺が最も多い
 - 女性が抱える問題の多様化・複合化(DV,性犯罪被害,家庭関係の破綻等)
- 課題②
 - 40~50歳代:男性の自殺者数が多い
 - 精神疾患による労災件数の増加(職場におけるメンタルヘルスケアニーズの高まり)
- 課題③
 - コロナ禍を通じて自殺につながりかねない様々な問題が深刻化(生活困窮,育児・介護負担等)
 - 生きづらさを感じている者への対応
- 課題④
 - コロナ禍を通じて他者との関わりが希薄化(社会的孤立)
 - 独居者の自殺リスクが高い

○重点施策の方向性(主な取組)

- ①:子ども・若年層・女性支援対策
 - 子ども・若年層向け相談・支援の充実(スクールSW配置,24時間電話相談)
 - 困難女性支援法に基づく包括的支援(県計画策定,計画に沿った支援の充実)
- ②:勤務・労働問題への対策
 - 職場におけるメンタルヘルス対策の推進(企業内ゲートキーパーの養成)
 - ハラスメント防止対策の推進(労働関連法制度の理解促進)
- ③:悩みに応じた相談体制の確保
 - 各種相談窓口の充実(LINE相談等)
 - 相談者に応じたゲートキーパーの確保(民生委員,ケアマネ,司法関係等)
- ④:孤独・孤立対策施策との連携
 - 地域における包括的支援体制の構築(官民連携による要配慮者への支援(誰ひとり取り残さない福祉の仕組みづくり))



第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画（案）の構成

1 自殺リスクを低減させるための環境整備

| | |
|-----|--|
| (1) | 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す |
| (2) | 社会全体の自殺リスクを低下させる ↑重点④:孤独・孤立対策施策との連携 |
| (3) | 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する |

3 様々な困難を抱える方を支える体制整備

| | |
|-----|--|
| (1) | 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る ↑重点③:悩みに対応した相談体制の確保 |
| (2) | 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする |
| (3) | 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する |

2 対象者（属性）ごとの対策推進

| | |
|-----|---|
| (1) | 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ↑重点①:子ども・若年層・女性支援対策 |
| (2) | 「働き盛り世代」の自殺対策を更に推進する ↑重点②:勤務労働問題への対策 |
| (3) | 女性の自殺対策を更に推進する【新規】 ↑重点①:子ども・若年層・女性支援対策 |
| (4) | 高齢者の自殺対策を更に推進する【新規】 |
| (5) | 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ |
| (6) | 遺された人への支援を充実する |

4 各地域レベルでの取組支援

| | |
|-----|-----------------------|
| (1) | 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する |
| (2) | 市町・民間団体との連携を強化する |

前期計画との変更点

- 前期までは国大綱の重点施策を順番に並べていた
→取組の性質ごと4つの大項目を設け、再分類
- 対象者（属性）ごとの対策推進において、
女性・高齢者の自殺対策の推進を
新たに柱立て（コロナ禍等による自殺リスクの深刻化）

